

隣保事業士資格認定規定

【目的】

第1条 福祉の推進と人権課題解決に資する隣保事業の必要な専門職性を向上し、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、隣保事業士を養成することにより広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的とする。

【隣保事業士の定義】

第2条 隣保事業の歴史をもとに、厚生労働省の隣保館設置運営要綱で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。

【資格認定者】

第3条 資格の認定者は、全国隣保館連絡協議会（以下「全隣協」）会長とする。

【資格認定委員会】

第4条 資格認定委員会を次のとおり設ける。

1. 構成
 - ①（内部委員）2名 副会長、他1名
 - ②（外部委員）2名 学識者、関係府県
2. 任務
 - ① 資格認定講習の内容を検討する。
 - ② 資格認定の可否を会長に進言する。
3. 任期
2年とする。ただし、再任を妨げない。

【資格認定の対象者】

第5条 資格認定の対象者は次のとおりとする。

1. 現任の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
2. 過去に隣保館に従事した経歴のある者、または広域隣保事業に従事した経歴のある者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
3. 隣保事業を志す者。

【資格認定要件】

第6条 資格の取得は第5条に該当する者であって次の要件を満たす者とする。

1. 隣保館に20年以上勤務し、厚生労働大臣表彰を受けた者で、認定申請のあった者。
2. 以下の条に定める、資格認定講習を受講し修了した者。

【資格認定講習】

第7条 資格認定講習は各年度に定められた内容で実施する。

【資格認定講習の受講要件】

第8条 次のいずれかに該当することを要件とする。

1. 第5条第1項に定める者で、通算3年以上隣保事業に従事する者。
2. 第5条第2項に定める者で、通算5年以上隣保事業に従事した者。
3. 第5条第1項に定める者で通算3年未満の隣保事業従事者、または第5条第2項に定める者で通算5年未満の従事経験者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を2回以上受講した者。
4. 第5条第3項に定める者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を4回以上受講した者。
5. 府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある者。
6. その他、全隣協が受講を認める者。

【付則】

1. この規則は、2008年4月15日から施行する。
2. 2009年4月1日一部改正する。
3. 2011年4月1日一部改正する。

○ 資格認定講習を受講する要件となる研修会

- ① 全隣協が主催する研修会（全国隣保館長研修会／全国女性職員研修会／ブロック別学習会／リーダー養成講座）
- ② ブロック協が主催する研修会（ブロック館長職員研修会／ブロック女性職員研修会）
- ③ 府県隣協が主催する研修会（全府県内の隣保館職員を対象とした研修会で、1開催合計研修時間数が4時間以上で、かつ全隣協が認定したもの）